

議事要旨(3) IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（作業部会長）より、IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況の概略について、説明資料[審議事項(3)-1]に基づき説明があった。続けて紙谷ディレクターより「修正版IFRSの公開草案の公表にあたって」及び「修正版IFRSの適用」について、それぞれ[審議事項(3)-2]及び[審議事項(3)-3]に基づき詳細な説明がなされた。

審議事項(3)-2「修正版IFRSの公表にあたって」の説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 「削除又は修正」する項目としてのれん及びリサイクリングの2点が挙げられていることに賛成するが、「削除又は修正」されるべきリサイクリングの範囲については未だ論点が残っていると考ええる。
 - ・ 「削除又は修正」を必要最小限にする観点から、開示について修正を行わないという点について賛成するが、将来的に四半期制度の改訂が行われた場合には「経営管理や取引に影響を与え得る項目」と同様に取扱いを見直す必要性が生じる旨を記載すべきではないか。

これに対して、事務局より、四半期開示の制度改正が議論されていない中で、書き込むことは難しく、制度の問題と考えるとの説明があった。
- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 「公表にあたって」は、公開草案の公表まで IFRS のエンドースメントに関する議論に関係していない方々にとって非常に重要であるため、漏れなくかつ凝縮した形で記載することが重要である。
 - ・ 「会計基準に係る基本的な考え方に重要な差異があるもの」として、開発費の資産計上が挙げられているが、結論では「削除又は修正」をしないとなっている。資産計上をすることを容認したと受け取られかねないため、説明を加えるべきである。
 - ・ エンドースメント手続の意義の部分で企業価値の向上については無理に記載する必要はないと考える。グローバル経営に資するツールであるといったことを記載するのであれば理解できる。

これに対して、事務局より以下の説明があった。

 - ・ 開発費の資産計上については、作業部会において「削除又は修正」を行わない結論に至る経緯を付属文書でも良いので残すべきであるという指摘を受けており、検討中である。
- ある委員より、次の発言があった。

- ・ 金融庁が指定するピュアな IFRS を否定していると読まれないように制度との関係に配慮して記載することが必要である。

これに対して、事務局より、エンドースメント手続は指定国際会計基準の指定とは別の手続であるということを、明確に書き込んでいく予定であるとの説明があった。

- ある委員より、「IASB が公表する IFRS との関係」の位置付けについての質問があり、事務局より以下の説明があった。
 - ・ 国内のみならず海外の関係者にも、日本がシングル・セット自体を否定しているのか、IFRS に対してネガティブに動こうとしているのかというような誤解を与えないようにしないといけない。
 - ・ 仮にのれんやりサイクリングを修正する場合には、現在、IASB において議論をしている項目であり、なぜ修正をすることになったか、十分説明が必要となる。
 - ・ 修正がなされたとしても、将来的な我が国と IASB との議論次第では解消され得る当面の修正であるということを国際的に伝えていかなければならない
- ある委員より、実施したエンドースメント手続の概要の部分について、「削除又は修正」の判断基準や「削除又は修正」を最小限にすべきことについては、初度エンドースメント手続のみではなく今後も継続的に使用されるものであるため、基本的なポリシーとして独立のセクションとすべきという意見があった。
- ある委員より、以下の意見があった。
 - ・ 「IASB が公表する IFRS との関係」について、対外的なメッセージ性を考えた場合には、「このような修正を行わない限り IFRS 採用企業の増加は見込めない」などより分かりやすく記載すべきではないか。

審議事項(3)-3「修正版IFRSの適用」の説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、以下の発言があった。
 - ・ 修正版 IFRS の会計基準の中で修正版 IFRS に準拠している旨及び主な差異に関する事項の注記を要求することについて、修正版 IFRS は 1 つの制度であり、制度間の差異を注記するのは不自然ではないか。連結財務諸表規則において、記載すべき事項ではないか。

これに対して、事務局より、議論を網羅するために記載しているが、最終的に公開草案に含めるかどうかは金融庁と調整していきたいとの説明があった。
- ある委員より、以下の発言があった。
 - ・ 修正版 IFRS の適用で求めることが提案されている IASB が公表した IFRS との主な差

異に関する事項は定性的なものであるとのことであったが、修正版 IFRS の内容を理解していない海外の利用者には意味があると思うが、国内の利用者を想定した場合にはさほど意味はないと考えられる。

- ・ ピュア IFRS との調整表を求めるかどうかの議論が作業部会でされているが、反対である。のれんの非償却とノンリサイクリング処理だけであれば調整表の作成は可能かもしれないが、今後、実務上の困難さの観点から「削除又は修正」を行うことが生じた場合、調整表を作成することが困難なものもでてくるとわれ、将来的な「削除又は修正」の範囲をしぼることになる。

- ある委員より、以下の発言があった。
 - ・ 「修正版 IFRS の適用」が会計基準に該当するかなど、位置付けについて明確化しておく必要がある。
 - ・ 修正版 IFRS の適用で別紙 2 として「削除又は修正された上で採択された国際会計基準審議会 IASB が公表した会計基準等」が掲げられているが、不要ではないか。考え方としてはいったん全ての基準を受け入れた上で別紙 3 の修正を行う方が論理的ではないか。
 - これに対して、事務局より以下の説明があった。
 - ・ 「修正版 IFRS の適用」が会計基準を構成するという点についてどのように明らかにできるか現在検討している
 - ・ 別紙 2 の取扱いについて検討したい。

- ある委員より、以下の発言があった。
 - ・ エンドースメント手続で受け入れた IAS 第 1 号や IAS 第 8 号などにおいては、会計基準への準拠、会計方針の選択・変更などに関連して、基準の体系を指す意味で「IFRS」という用語使用しているため、別紙 3 の修正会計基準も含まれることが明確となるように構成を見直すべきである。これにより、例えば過年度遡及の取扱いや、全体的な重要性の判断基準の規定が修正会計基準にも及ぶという体系が確立されることとなる。
 - これに対して、事務局より修正会計基準は既存の IFRS を置き換えるということなので、論理的には指摘の点は修正会計基準にも関係すると考えているが、より明確化を図ることができるかどうか検討したいという回答があった。

以 上